



職員の給与等に関する報告及び勧告

ポイント

平成30年10月
沖縄県人事委員会

I 本年の勧告のポイント

○ 月例給・ボーナスともに引上げ

1 月例給

公民給与の較差一人当たり平均666円(0.19%)を解消するため
引上げ改定

2 期末手当・勤勉手当(ボーナス)

民間の支給割合を踏まえ0.05月分引上げ改定

Ⅱ 公民較差の算出

【平成30年職種別民間給与実態調査】

企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象に本年4月分の給与等を実地調査

- ・調査事業所数：143事業所
- ・調査完了率：93.0%（132事業所）
- ※ うち1事業所は、調査時に規模不適が判明

【平成30年職員給与等実態調査】

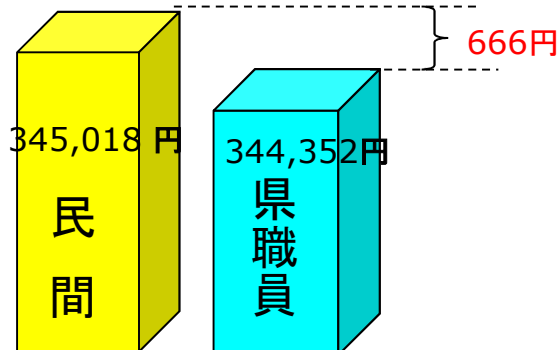
平成30年4月1日に在職する常勤職員を対象に本年4月分の給与等を調査（ただし、休職者、派遣職員、停職者、育児休業中の職員等を除く。）

4,533人 ← 行政職給料表適用—新規学卒者
(4,575人) (42人)

比較

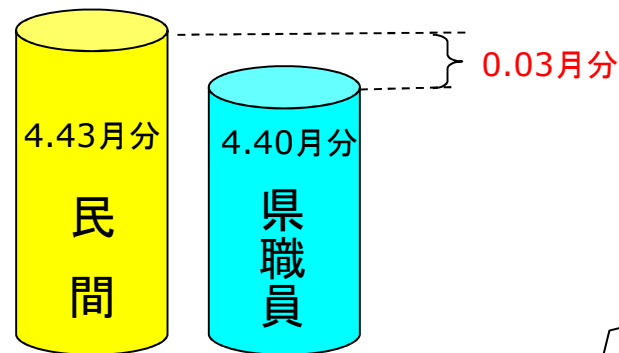
月例給

※ラスパイレス方式による較差算出



ボーナス

※年間支給月数で比較



Ⅲ 給与改定の内容①

1 給料表の改定 【勧告】

<行政職給料表>

全年齢層を対象に改定を行い、初任給と若年層を中心として水準引上げ改定
(初任給(行政職大卒)引上げ額 現行:179,200円 → 改定後**180,700円**)

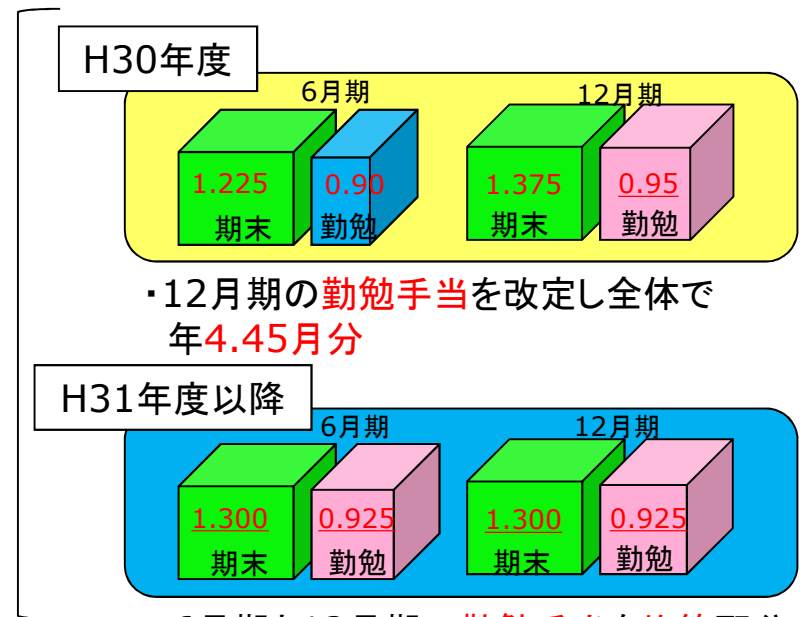
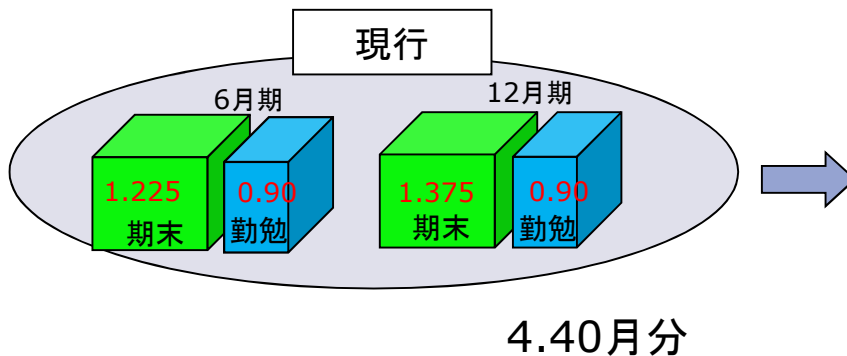
<その他の給料表>

行政職給料表との均衡を考慮し改定

Ⅲ 給与改定の内容②

2 期末手当・勤勉手当【勧告】

年間の支給月数を0.05月分引上げ改定
現行:4.40月分 → 改定後**4.45月分**



・12月期の**勤勉手当**を改定し全体で年**4.45月分**

・6月期と12月期の**勤勉手当**を均等配分して改定し全体で年**4.45月分**
・その他、6月期と12月期の**期末手当**は均等になるよう**配分改定**

Ⅲ 給与改定の内容③

3 初任給調整手当【勧告】

医師及び歯科医師に対する初任給調整手当について、人事院勧告に準じて支給月額
の限度を引上げ改定（現行:414,300円 → 改定後414,800円）

4 宿日直手当【勧告】

勤務1回につき支給される手当額の限度を人事院勧告に準じて引上げ改定

（通常の宿日直勤務:4,200円 → 改定後4,400円
特殊業務を主とする宿日直勤務:7,200円 → 改定後7,400円）

5 その他の課題

獣医師の処遇

家畜保健衛生所など高い専門性・技術力を要し独立権限を行使する獣医師の業務は、他の都道府県との均衡や勤務環境の変化等を考慮し、特殊性・専門性に応じた処遇の在り方を検討する必要がある旨報告

Ⅲ 給与改定の実施時期

給与改定の実施時期

- ・ 給料表の改定
 - ・ 初任給調整手当の引上げ改定
 - ・ 宿日直手当の引上げ改定
- } 平成30年4月1日
- ・ 期末手当・勤勉手当（平成30年12月期の支給月数の改定） …… 勧告実施のための
条例の公布の日
 - ・ 期末手当・勤勉手当（平成31年6月期以降の改定） …… 平成31年4月1日

IV 公務運営に関する課題

■ 働き方改革と勤務環境の整備

- 長時間労働の是正及び仕事と生活の調和の推進
- 心身の健康管理

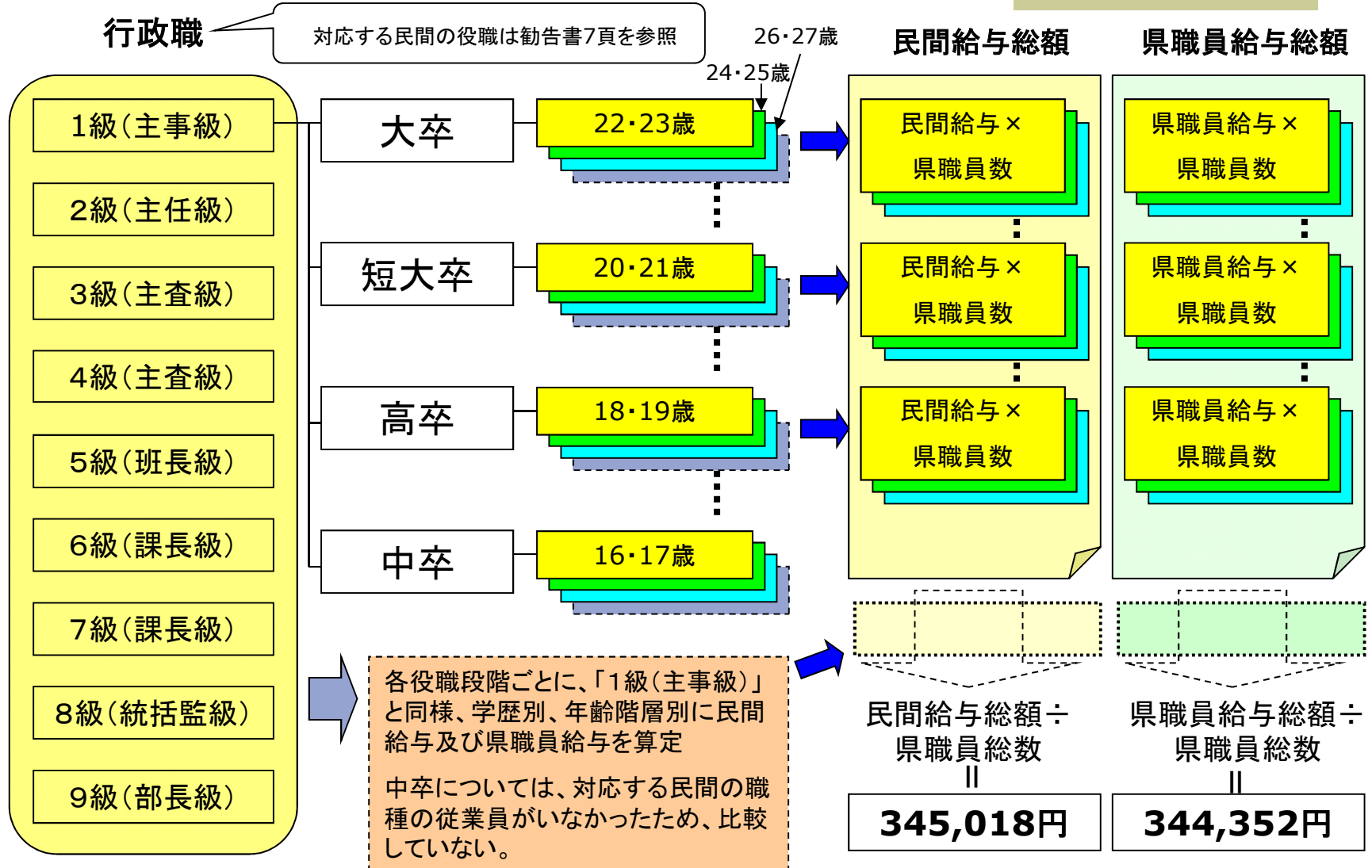
■ 人材の確保及び育成

- 人材の確保
- 人材の育成
- 能力及び実績に基づく人事管理の推進
- 会計年度任用職員制度の導入

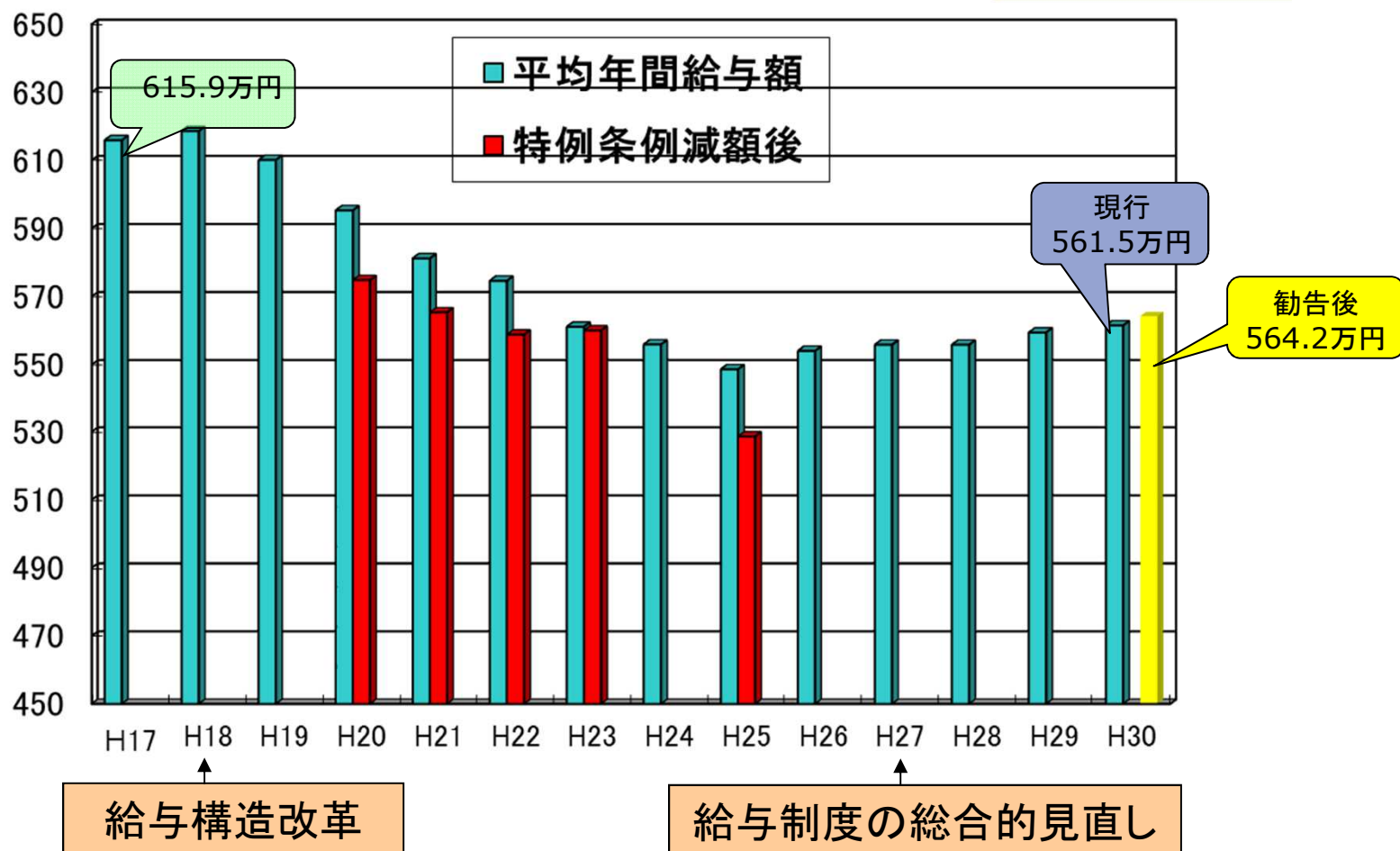
■ 定年の引上げをめぐる動向

■ 服務規律の徹底

(参考) 公民較差の算出方法(ラスパイレス比較)



(参考) 県職員の平均年間給与額の推移



(注) 特例条例減額後とは、厳しい財政状況に対処するための臨時的、特例的措置で実施された特例条例による減額後の額である。